

2020年

全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2019年度決算)



全日ラビー少額短期保険株式会社

Zennichi Rabby Small Amount & Short Term Insurance Co. Ltd.

目 次

はじめに	1
経営理念	1
I. 概況及び組織に関する事項	
1. 会社の概要	2
2. 経営の組織	2
3. 役員	2
II. 主要な業務の内容	
1. 取扱商品とサービス	3
III. 業務運営に関する事項	
1. リスク管理の体制	10
① リスク管理方針	10
② リスク管理体制	10
2. 法令遵守の基本方針	11
① コンプライアンス基本理念（行動原則）	11
② コンプライアンス管理体制	11
③ お客様本位の業務運営方針	12
④ お客様への販売・勧誘に当たって（勧誘方針）	13
⑤ 苦情・ご相談について	13
⑥ 個人情報の取り扱いについて（プライバシー・ポリシー）	13
⑦ 反社会勢力に対する基本方針	14
⑧ 支払情報交換制度について	14
⑨ 保険（代理店）募集制度について	14
3. 保険金のお支払について	15
IV. 主要な業務に関する事項	
1. 直近の事業年度（2019年度）における業務の概況	16
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	16
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	18
① 主要な業務の状況を示す指標	18
② 保険契約に関する指標	18
③ 経理に関する指標	19
④ 資産運用に関する指標	19
⑤ 特別勘定に関する指標	20
⑥ 責任準備金の残高	20
4. 直近の2事業年度における財産の状況を示す指標	21
① 計算書類	21
② 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	28

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書）です。

はじめに

平素はお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、2019 年度における当社事業概要を示すディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌が当社のことをご理解いただく一助になりましたら幸いです。

当社は、一般社団法人全国不動産協会（略称：TRA）※の全額出資により設立された『全日グループ』の少額短期保険会社です。2015 年 4 月より賃貸住宅入居者総合保険、2017 年 3 月よりテナント総合保険を取り扱っております。全日グループ会員の賃貸不動産事業者を主な代理店として、保険商品を提供しておりますので、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

※2018 年 10 月より「一般社団法人東京都不動産協会」から名称変更しました。

経営理念

当社は、賃貸住宅及びテナント入居者の皆様が安心して当社の保険商品をご利用いただけますよう、以下の経営理念に基づき、万全の態勢で事業に取り組んでまいります。

1. 全てのお客様に公平に対応し、顧客満足を得られるよう努めます。
2. 公正・誠実な事業運営を行い地域と社会の発展に貢献します。
3. 法令遵守を徹底し、最優先いたします。
4. お客様のニーズの的確な把握と最適な商品の提供に努めます。
5. 迅速かつ適切な損害事故対応により安心をお届けいたします。
6. 当社代理店と信頼し合えるパートナーシップの維持に努めます。

I. 概況及び組織に関する事項

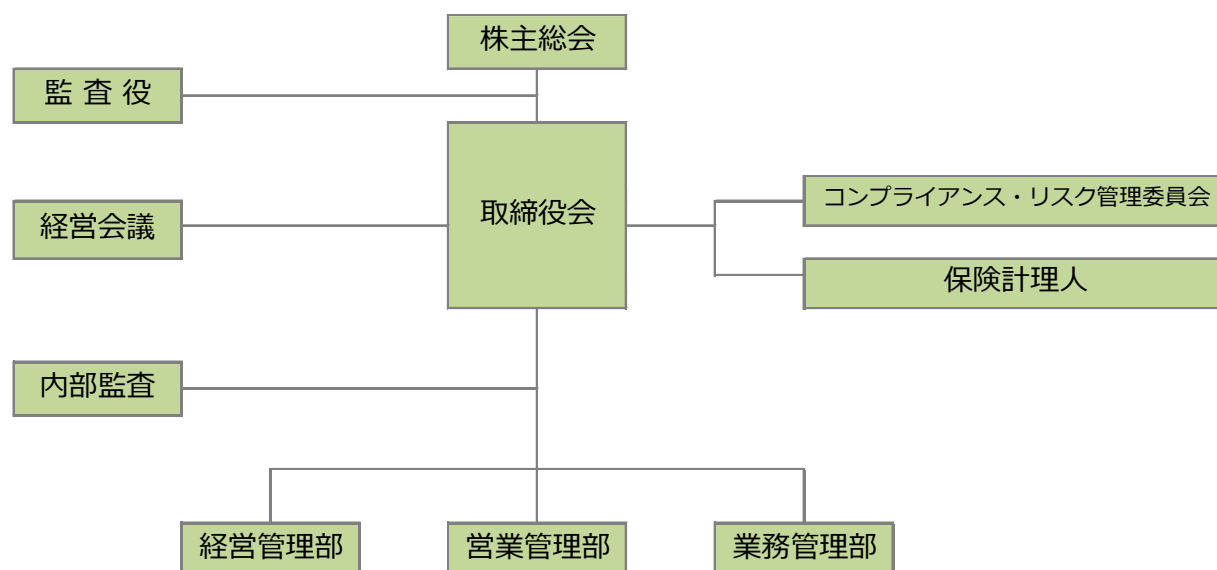
1. 会社の概要（2020年3月末）

- 会社名 全日ラビー少額短期保険株式会社
- 設立 2014年4月1日（2015年4月営業開始）
- 事業目的 少額短期保険業
- 本社所在地 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館
- 資本金 200,000,000円
- 発行可能株式数 4,000株
- 発行済株式数 2,000株
- 株主数 1名

株主名	所有株式数	持株比率
一般社団法人全国不動産協会※	2,000株	100%

※2018年10月より「一般社団法人東京都不動産協会」から名称変更

2. 経営の組織



3. 役員

(2020年3月31日現在)

役職及び担当	氏名	他の法人等の兼職
代表取締役	谷 政憲	
取締役	中村 裕昌	一般社団法人全国不動産協会 理事
取締役	松本太加男	一般社団法人全国不動産協会 理事
取締役	荻原 武彦	一般社団法人全国不動産協会 理事
取締役	木ノ内 諭	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
取締役	風祭 富夫	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
取締役	清水みどり	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 局長
監査役	石川 康雄	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
監査役	工藤 康夫	一般社団法人全国不動産協会 局長代理

II. 主要な業務の内容

1. 取扱商品とサービス

- 賃貸住宅入居者用とテナント入居者用の二つの少額短期保険商品をご用意
- ワイドな補償で万一の時のリスクをカバー
- 事故時の受付は 24 時間 365 日全国どこからでもフリーダイヤルで対応可能
- 緊急時に 24 時間 365 日電話で駆け付ける応急対応サービスを無料で提供

① 賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビー住まいの保険）

- 賃貸住宅にお住まいの方の家財や賠償責任などを補償します。
 - ☞ 入居者の方の借戸室内家財が事故により被害にあった場合の損害を補償
 - ☞ 賃貸人や第三者に対する賠償責任を補償

全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー住まいの保険」
賃貸住宅入居者総合保険

充実の補償と安心サービスで

家財補償 費用補償 借家人賠償責任補償 借入賠償責任補償

万一の時にしっかりサポート!

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
0120-315-755
事故受付は24時間・年中無休です。

■ 賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビー住まいの保険）補償内容

【保険金の支払い対象となる事故の例】

◆ 損害保険金

火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



破裂・爆発

ガス器具が爆発して台所用品が壊れた



落雷

落雷でテレビが破損した



風災・ひょう災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



騒じょう

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



盗難事故については1事故につき50万円を限度（ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度）

◆ 借家人賠償責任保険金

漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、床に損害を与えた



建物の破損

調理中に火を出して、火災により借用住宅に損害を与えた



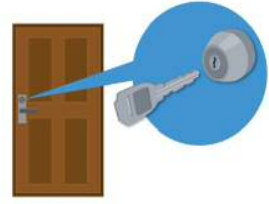
◆ 臨時宿泊費用保険金

借用戸室が損害を受け、使用できなくなり、ホテル等に泊まった場合の宿泊費用



◆ ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、ドアロックを交換した費用



◆ 残存物片付け費用保険金

借用戸室が損害を受けた時の残存物の後片付けの費用



◆ 借用住宅修理費用保険金

被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室が汚損等の損害を受けた場合の清掃、修理費用 など



（その他）建物外部に面するガラスのひび割れもしくは熱割れの修理費用 など

◆ 失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を与えた場合のお見舞いの費用



◆ 特定設備（水道管等）修理費用保険金

備えつけの洗面台に誤って物を落とし、破損させてしまった場合の修理費用



（その他）借用戸室の専用水道管が凍結により破損した場合の修理費用

◆ 個人賠償責任保険金

落下事故

ベランダから誤って物を落として、他人にケガや損害を負わせた



（その他）洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、階下や隣戸の他人の家財に損害を与えた

自転車事故

自転車を運転中誤って他人にケガをさせてしまった



■ 賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビー住まいの保険）補償内容

【保険金のお支払いについて】 ※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
家財・費用補償	損害保険金	<p>保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦騒じょう等による暴力行為、破壊行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩不測かつ突発的な事故による破損・汚損等</p>	<p>保険証券もしくはホームページ上に掲載される損害保険金額</p> <p>⑥盗難事故については1事故につき50万円を限度（ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度）</p>	<p><家財・費用補償> 家財・費用補償の全ての保険金共通</p> <p>①契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触 ④保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質（使用済み燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p>
	臨時宿泊費用保険金	<p>保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき</p>	<p>実費（1室1泊2万円までかつ1泊まで1事故につき20万円を限度）</p>	
	残存物片付け費用保険金	<p>損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を支出したとき</p>	<p>実費（1事故につき損害保険金の10%を限度）</p>	<p>借用住宅修理費用保険金</p> <p>(1) 建物の主要構造部、借用住宅居住者の共同に利用されるもの (2) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3) 保険の対象の欠陥によって生じた損害 (4) 保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害</p>
	失火見舞費用保険金	<p>損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき</p>	<p>1事故につき20万円を限度</p>	
	ドアロック交換費用保険金	<p>借戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたづら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき</p>	<p>実費（1事故につき3万円を限度）</p>	
	借用住宅修理費用保険金	<p>損害保険金が支払われる場合において、被保険者とその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借戸室を修理したとき</p>	<p>実費（1事故につき100万円を限度）</p>	
		<p>借用住宅内の被保険者死亡により借戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したとき</p>	<p>実費（1事故につき50万円を限度）</p>	
特定設備（水道管等）修理費用保険金	<p>借戸室内の専用水道管が凍結によって破損、または備え付けの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理したとき</p>	<p>実費（1事故につき10万円を限度、免責1万円、ただし、洗面台は5万円を限度、免責1万円）</p>		
賠償責任補償	借家人賠償責任保険金	<p>火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水等により借戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合</p>	<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額（1事故につき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度、ただし、借家人賠償で、火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水以外の偶発的な事故の場合、免責3万円）</p>	<p><賠償責任補償> 借家人賠償責任保険金</p> <p>(1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 被保険者の心神喪失または指図 (3) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 (4) 上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (5) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6) 借戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (7) 借戸室の欠陥によって生じた損壊 (8) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任</p>
	個人賠償責任保険金	<p>偶発的な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合</p>		<p>個人賠償責任保険金</p> <p>(1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (3) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (5) 被保険者相互間の損害賠償責任 (6) 被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p>

②テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）

- テナント借用施設内の設備・什器や賠償責任などを補償します。
 - ☞ テナント入居者の方の設備・什器が事故により被害にあった場合の損害を補償
 - ☞ 借用施設の使用・管理に起因するテナントオーナーや第三者に対する賠償責任を補償

事務所・店舗用

全日ラビー少額短期保険株式会社

全日ラビー テナント総合保険

充実の補償と安心サービスで
テナント入居者の皆様をさまざまなリスクからしっかりサポート!

テナント   専用保険

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!
0120-315-755
事故受付は24時間・年中無休です。


■ テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）補償内容
【保険金の支払い対象となる事故の例】


設備・什器等補償（設備・什器等保険金）


火災 失火やもらい火など	落雷	ガス爆発などの 破裂・爆発	台風、豪雪などの 風災・雹災・雪災	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・倒壊
			 <small>※損害が20万円以上になった場合</small>	
給排水設備の事故、 他人の戸室に生じた事故による 水濡れ	騒乱・労働争議 などの際の暴力行為・破壊行為	窃盗・強盗などの 盗難	床上浸水などによる 水災	不測かつ突発的な事故による 設備・什器等の 破損・汚損等
 <small>※給排水設備自体に生じた損害は対象外。</small>		 <small>※現金30万円、預貯金証書300万円限度</small>	 <small>※床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水。借用施設または借用施設が属する建物につき半額以上の損害が生じた場合</small>	 <small>※損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。</small>

各種費用補償

- ◆ 修理費用保険金
- ◆ 臨時費用保険金
- ◆ 残存物取片づけ費用保険金
- ◆ 失火見舞費用保険金
- ◆ 損害防止費用
- ◆ 権利保全行使費用


残存物取片づけ


盗難によるガラスの破損


凍結による専用水道管の破綻

賠償責任補償

◆ 借家人賠償責任保険金
テナントオーナーに対する賠償責任を補償

次の①～③の事故により、借用施設を損壊させ、被保険者が貸主（転貸人を含みます。）に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

- ① 火災
- ② 破裂・爆発
- ③ 給排水設備の使用または管理に起因する水濡れ


不注意で起こした火災


借用施設の水濡れ

◆ 施設賠償責任保険金
他人に対する賠償責任を補償

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払いします。

- ① 借用施設の使用または管理に起因する事故
- ② 借用施設において行う被保険者の業務の遂行に起因する事故


階下の施設に与えた水濡れ被害


就業中に誤ってお客様の服を汚した

■ テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）補償内容

【保険金のお支払いについて】 ※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	①火災、落雷、破裂、爆発	損害の額(再調達価額) 〔保険証券もしくはインターネット当社ホームページ上に掲載される契約内容照会画面記載の保険金支払限度額を上限〕	【各保険金共通条項】 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
	②風災、雪災、雪災(収納する建物が直接破損し設備・什器等の損害が20万円以上になった場合)		
	③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊		
	④漏水、放水、溢水等給排水設備の事故、他施設(戸室)に生じた事故による水濡れ		
	⑤騒乱・労働争議などの際の暴力行為、破壊行為		
	⑥窃盗・強盗などの盗難、損傷、汚損、業務用通貨・預金証書の盗難等 (※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出された場合に限りです。)	1事故につき a.業務用現金30万円を限度 b.業務用預貯金証書300万円を限度 c.貴金属・宝石・美術品等 一個または一組ごとに30万円を限度かつ合計で100万円を限度 a~c以外cと合計して設備・什器等保険金額が上限	【借家人賠償責任補償条項および設備・什器等補償条項以外の各保険金共通条項】 ・保険契約者、被保険者などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ・火災、爆発などの事故の際における保険の目的の紛失または盗難による損害 ・設備・什器等に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれその他単なる外観上の破損・汚損等の損害であって機能に支障がない破損・汚損等の損害 ・保険の対象が借用施設外にある間に生じた事故による損害 ・電球、ブラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・設備・什器の自然の消耗または性質によるさび、かびまたはその変質、欠陥によってその部分に生じた破損・汚損等の損害 ・保険契約者、被保険者等が単独または第三者と共謀して行った盗難、詐欺等による損害 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等による損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・紛失、置き忘れ、置き引き、万引きまたは不注意による廃棄によって生じた損害 ・コンピューターウイルスまたはこれに類似の現象により生じた損害 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
	⑦水災(床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水。借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合)	1事故につき 設備・什器保険金額の5%を限度	
	⑧上記①~⑦以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等(損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。)	実費 (1事故につき50万円限度 3万円)	
修理費用保険金	借用施設に上記①~⑦の設備・什器等保険金が支払われる損害が発生し、被保険者が賃貸借契約書等の契約に基づいてまたは緊急的に自費で修理した場合	実費 (1事故につき100万円限度)	・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用
	借用施設専用水道管に生じた凍結による損害	実費 (1事故につき10万円限度)	
臨時費用保険金	設備・什器等保険金がお支払われる場合で、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用	実費 (1事故につき設備・什器等保険金の10%限度)	
費用保険金等	残存物 取片づけ費用 保険金	設備・什器等保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①~⑦の事故により損害保険金がお支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用	実費 (1事故につき設備・什器等保険金の10%限度)
	失火見舞費用 保険金	設備・什器等保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①の事故により設備・什器等保険金借用施設から発生した火災、破裂・爆発によって、他人の所有物に損害が生じた場合の見舞金等の費用	被災世帯数×20万円 (1事故につき、設備・什器等保険金額の20%を限度)
	損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用のうち消火薬剤等の再調達費用、消火活動に投入した器材の費用等	実費 (必要または適当な費用)
	権利保全行使 費用	当社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手のために必要な費用	実費 (必要または適当な費用)
	賠償責任保険金	借家人賠償 責任保険金	火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借用施設を損壊させ、貸主に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害
施設賠償責任 保険金		日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合の被保険者の損害 ①借用施設の使用または管理に起因する事故 ②借用施設において行う被保険者の業務の遂行に起因する事故	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と施設賠償責任保険金を通算合計して1,000万円を限度)

③契約者向け付帯サービス（24時間安心駆け付けサービス）

- 当社では、賃貸住宅総合保険及びテナント総合保険の契約者・入居者が、水まわり、カギ及びガラスに発生した各種トラブルに見舞われた際、無料で応急対応を受けられるサービスを提供しております。24時間365日、フリーダイヤルで最寄りの専門業者が駆けつけます。

「全日ラビー住まいの保険」「全日ラビーテナント総合保険」
ご契約者（被保険者）様専用サービス

**24時間安心駆け付け
サービスのご案内**

水まわりのトラブル

● 借戸室・施設内の浴室、トイレ、キッチン、洗面所、洗濯機の水道蛇口等の水漏れや排水口の詰まり

カギのトラブル

● 借戸室・施設の玄関の鍵開け（紛失、鍵が抜けない等）

ガラスのトラブル

● 借戸室・施設の外部（室外）に面している窓ガラスの破損

24時間安心駆け付けサービス

水まわりの
トラブル

カギ
のトラブル

ガラス
のトラブル

◆フリーダイヤル
0120-523-176

お電話の際にご契約番号を確認させていただきます。
ご契約番号は保険証券または契約申込書に記載しております。

ご注意

- 本サービスは「全日ラビー住まいの保険」「全日ラビーテナント総合保険」ご契約者（被保険者）様専用のサービスとなります。ご契約の保険期間内に限り対応させていただきます。
- このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。
- 作業時間30分以内の特殊作業を必要としない応急処置に365日24時間対応いたします。内容によっては対応できない場合があります。
- 出動料金および30分程度の応急作業料金、夜間料金が無料になります。特殊作業料金、部品代金、ガラス代金はご契約者様の負担になります。ご契約者様負担分は作業終了後にお支払いいただけます。
- 火災、地震、噴火、津波、水害や建物共有部分のトラブルは対象ではありません。
- 水回りのトラブルは水道等の給排水設備以外（雨漏り、給湯器、エアコン、洗濯機等）の水漏れには対応できません。
- 鍵のトラブルへの対応には現場で必ず写真および住所確認が取れる身分証明書等の提示が必要になります。
- このサービスの提供は、当社が業務委託している提携業者のスタッフがまいります。
- 緊急性がない場合や本サービスの過去のご利用状況によってはご利用をお断りする場合がございます。
- 離島・山岳地域など、一部対応できない場合があります。
- 本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

全日ラビー少額短期保険株式会社
関東財務局長（少額短期保険）第67号

PD91-2007-20M-HE

Ⅲ. 業務運営に関する事項

1. リスク管理の態勢

① リスク管理方針

当社は以下のとおり方針を定め、リスク管理を徹底しています。

■ リスク管理の徹底

当社は、企業価値の向上を図るため、リスク管理により、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制等を行い、経営の安全性を確保するとともにお客様に対する業務品質の向上及び収益性向上を図ります。

■ 経営幹部によるリスク管理態勢

取締役は、自らがリスク管理に積極的に関与することを通じて、リスク管理重視・コンプライアンス重視の企業風土の確立と当社の社内各層全役職員への定着に努めます。

■ リスク対策

当社は、経営戦略の構築およびこれに沿った重要な新規業務・新規施策の展開、新商品の開発においては、その遂行を阻害するリスク・潜在するリスクの認識に努め、当該リスクへの対応策を十分に検討したうえで決定・実行します。

■ リスクプロセスの検証

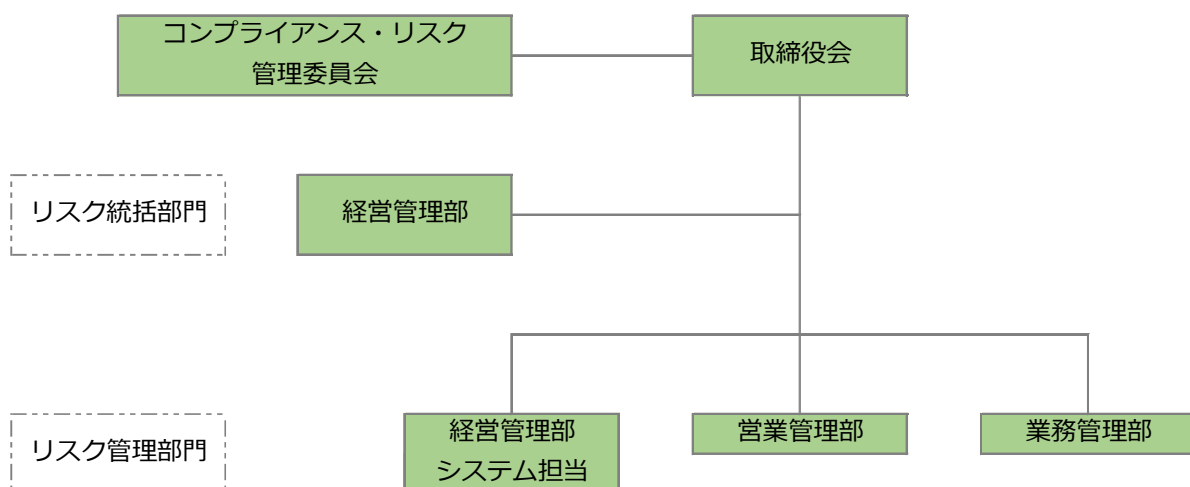
当社は、あらゆる業務活動に潜在するリスクを事前に認識し、リスク発現の未然防止を図るために、リスク発現につながる事象の察知及び業務プロセスの適切性の確認を行い、有効な対応策の実施に努めます。

■ 取締役会による検証

リスク及びリスク管理の状況を把握し、有効な改善を図るため、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会及びリスク管理部門に対し報告を求め、リスク管理方針・リスク管理規程の遵守状況及びリスク管理態勢の適切性・有効性について確認を行い、適切な改善指示を行います。

② リスク管理態勢

当社のリスク管理態勢は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

■ リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況、リスク改善状況等について、必要な対策を審議し、改善指示を行い、取締役会に報告します。

【リスク統括部門】

- リスク管理上の課題を明確にし、統合リスク管理の運営に努めます。

【リスク管理部門】

- 所管するリスクの管理プロセスの開発・維持・改善を行うとともに、自らリスク管理を行います。

また、保険金支払い面におけるリスク管理として、2017年度より再保険契約を締結しております。取締役会において出再先の属性、当社が抱え得るリスク等を総合的に勘案し、出再先としてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を選択いたしました。

当該再保険により、大規模リスクが生じた場合においても、当社が引き受ける全てのリスクについて、当社の約款に基づき保険金をお支払いすることが可能となっています。

2. 法令遵守の基本方針

①コンプライアンス基本理念（行動原則）

コンプライアンス遵守を全役職員の基本的な行動原則として以下のとおり定め、誠実かつ公正な業務の遂行に努めます。

1. 法令・社会規範・社内規定の遵守

- 健全な保険事業発展に寄与することを目的として法令や社会のルールを遵守し、社会的規範・社内規程に沿った行動を実践します。
- 代理店、募集人に対し法令遵守に重点を置き、指導を徹底し資質の向上に努めます。

2. お客様満足の追求

- お客様一人ひとりの声を大切にし、公正・誠実に対応し品質の高いサービスを提供します。

3. 企業情報の開示

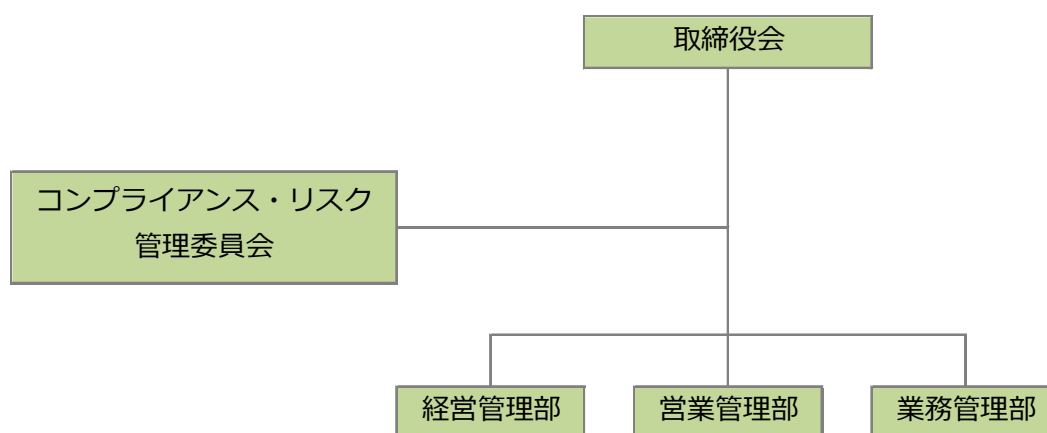
- 透明性の高い企業活動を目指し、適切な企業情報の開示を行います。

4. 反社会的勢力との関係遮断

- 社会の秩序と安全に脅威となる反社会的な勢力に対して毅然とした態度で臨みます。

②コンプライアンス管理態勢

当社のコンプライアンス管理態勢は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

- コンプライアンスプログラムを策定するとともに、推進状況のチェックを行います。
- コンプライアンス関係事件の検証及び再発防止策の審議を行います。

⑨お客様本位の業務運営方針

当社は、2018年3月26日付けにて、以下のとおり「お客様本位の業務運営方針」を定めました。

お客様本位の業務運営方針について

この度、「お客様本位」の事業実施をより一層徹底するため、以下のとおり「お客様本位の業務運営方針」を策定致しました。

1. お客様の声を活かした経営

お客様から当社や代理店へ寄せられたご意見、ご要望、ご不満等を真摯に受けとめ、迅速かつ的確に対応するとともに、社内で共有し業務運営に反映させてまいります。

＜主な取り組み＞

- ・代理店との連携を密にすることでより多くのお客様の声をとお聞かせいただけるよう努めております。
- ・お客様から寄せられたご意見等は、担当部署のみならず全社員にて共有のうえ改善策を検討し、業務品質の向上に努めております。

2. お客様への最適な情報提供

当社商品のサービス内容等の周知不足により、お客様が不利益を被ることがないように、お客様の立場に立ち、わかりやすい商品パンフレットや重要事項説明書を用いて情報提供を行ってまいります。

＜主な取り組み＞

- ・商品プラン選択にあたり、世帯構成別の家財再調達価額について情報提供を行い、保険料過払いの未然防止に努めております。
- ・情報提供の主体となる商品パンフレットや重要事項説明書等については、平易な文言を用いるほか、重要な事項については強調する等お客様の理解をより一層深めるよう努めております。

3. ご契約後のアフターフォロー

(1) 契約更新のご案内

早期に更新のご案内を行うことで、更新手続き失念による無保険期間を生じさせることがないようにお客様毎の契約管理を適切に行います。

＜主な取り組み＞

- ・更新手続きに際し、お客様に時間的余裕をお持ちいただくため、更新月の3ヶ月前にご案内を送付しております。

(2) 保険事故の受付及び保険金のお支払い

万が一事故が起きた際に、いつでもお客様が相談できる体制を構築しております。

＜主な取り組み＞

- ・24時間年中無休で受付を行える体制を構築し、迅速にお客様対応にあたることで早期に不安を解消できるよう努めております。さらに、事故後の調査や保険金の算定については迅速かつ適切に行い、明瞭な説明とともに保険金をお支払いするよう努めております。

4. 利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築

当社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されることのないよう、取引を適切に管理し利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

＜主な取り組み＞

- ・適切な契約管理により、利益相反となる契約の早期発見及び早期解決に努めております。

5. お客様本位の業務運営を定着させるための取組み

当社は、従業員及び代理店に対する教育及び研修を通じて本方針を浸透させ、定期的に取り組み状況について確認を行うほか、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、よりよい業務運営を実現するため、この方針を定期的に見直してまいります。

＜主な取り組み＞

- ・定期的な社員及び代理店研修を実施するほか、時宜に適した本方針の見直しを行ってまいります。

以上

平成30年3月26日
全日ラビ—少額短期保険株式会社

④お客様への販売・勧誘にあたって（勧誘方針）

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

※金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

- 金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
- 保険商品の内容及びご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
- 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
- プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
- お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映いたします。
- コンプライアンス関係事件の検証及び再発防止策の審議を行います。

⑤苦情・ご相談について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯に対応いたします。苦情等につきましては下記ご相談窓口にお問い合わせください。

全日ラビー少額短期保険株式会社 苦情・ご相談担当窓口

TEL : 03-3261-2201 FAX : 03-3261-2202

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 8 番 13 号 全日東京会館

受付時間 : 9:30 ~ 17:30

受付日 : 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

URL: <http://www.z-rabby.co.jp>

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL : 0120-82-1144 FAX : 03-3297-0755

受付時間 : 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

受付日 : 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

⑥個人情報の取り扱いについて（プライバシー・ポリシー）

当社は事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客様の権利利益の保護を目的として、次に個人情報の取り扱いに関する方針を定めて公表し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイド

ラインを遵守して、個人情報保護規定を定め、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じ、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の詳細は当社ホームページ（<http://z-rabby.co.jp>）に掲載しております。

⑦反社会勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を社会から排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、企業の社会的責任（CSR）・コンプライアンスの観点から、反社会的勢力を排除するための基本方針を以下のとおり定めます。

- 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
- 社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

⑧支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者及び特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp>）をご参照ください。

⑨保険（代理店）募集制度について

当社の販売保険商品は、賃貸マンション、アパート、テナント施設等に入居しようとしている方や、既に入居中の方を販売対象にしており、これらの賃貸用不動産の管理・仲介業者を代理店とする販売を基本としています。当社では、これらの保険商品の販売に係る代理店による、法令などに基づいた適正な保険募集活動を確保するため、以下の体制を確立しております。

【代理店登録・届出】

保険募集をはじめするには、当社の代理店として業務委託契約を締結のうえ財務局に登録する必要があります。そのためには前もって内閣総理大臣へ募集を行うための資格試験（少額短期保険募集人試験）に合格した保険募集人として届出を行い、登録されていなければなりません。

【代理店の主な業務】

当社代理として行う保険契約の締結及びこれに付随する下記の業務です。

- 商品パンフレット等による適切な保険商品のお勧めと補償内容説明と意向確認
- 重要事項説明書に基づく「契約概要」、「注意喚起情報」の説明
- 保険料の領収、返還、保管ならびに精算
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付（ただし、保険業法第 309 条に定める保険契約の

申し出の撤回または解除の申し出の受付を除く)

- 保険の目的（対象）の調査
- 保険契約の維持・管理に関連する事項
- 保険事故発生時の受付、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- その他保険募集に必要な事項で当社が特に指示した業務

【代理店教育研修】

保険業務は公共性の高い金融商品を取り扱いますので、極めて慎重に行わなければならない、当社の代理店については、法律や規則をしっかりと守る高いモラル意識が求められます。

そのために当社では、代理店業務開始時に当社の商品を理解していただくこと、代理店事務システムの操作に習熟していただくこと、コンプライアンスを遵守していただくこと等について研修を行います。

また、代理店登録後も e-ラーニングを用いた代理店研修を定期的を実施し、代理店教育に努めています。

【代理店点検・監査】

代理店業務開始後も、法令に則った適切な業務を遂行できるよう、個別あるいは集合形式で業務遂行に必要な知識やコンプライアンスについて研修、指導を行ってまいります。

また、代理店に対しては、代理店としての業務を適切に遂行しているかどうかについて監査を行い、法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行います。

3. 保険金のお支払いについて

事故が発生しましたら、速やかに下記の当社事故受付センターまでご連絡ください。当社の専門担当者が 24 時間年中無休で受付のうえ迅速なご対応をさせていただきます。

当社では、迅速な事故処理対応と速やかな保険金のお支払いが保険商品の品質と常に心がけており、事故に遭われたお客様にご安心いただけるよう万全のサポートをいたします。

まず下記の事故受付センターまでご連絡ください。

 **0120-315-755**

事故受付は24時間年中無休です

担当者が事故の状況をお伺いして保険金請求手続きや
届出等の必要書類のご説明をいたします

補償の対象の事故になる場合担当者が保険金請求書類をご送付します

お客様から保険金請求書と必要書類をご返送いただきます
*保険金請求権は事故発生を知った日から3年間有効です

審査が終了次第ご指定の口座に保険金をお振込みいたします
*審査の結果、保険金がお支払できない場合になることもあります

IV. 主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度（2019年度）における業務の概況

「令和」の新たな時代を迎え、日本の経済は堅調な景気回復の基調や地価動向の上昇局面が続くなど不動産市場も拡大していたところでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政治や経済にとどまらず、今までに例をみない様々な分野において深刻な影響を受けることとなり、予定していたオリンピック・パラリンピック競技大会も史上初めて延期となるなど波乱含みの年度末となりました。

このような経済環境の中、当期は開業5年目において、出資母体である全日グループの一般社団法人全国不動産協会（略称：TRA）の全面的な支援を受けながら、会員を主な代理店とする販売網を活かした各種の営業施策を実施した結果、代理店を新規に486店獲得し、当期末で総計1,904店と大幅に増やし、業績を大幅に進展させることができました。

2019年度は、契約保有件数で対前期比140.7%/77,818件、元受収入保険料は対前年比127.4%/727,534千円と増収を達成しました。ソルベンシー・マージン比率については、増収によりリスクは増加したものの、期中に行った5,000万円の増資により、1365.4%となり高水準を保持しております。

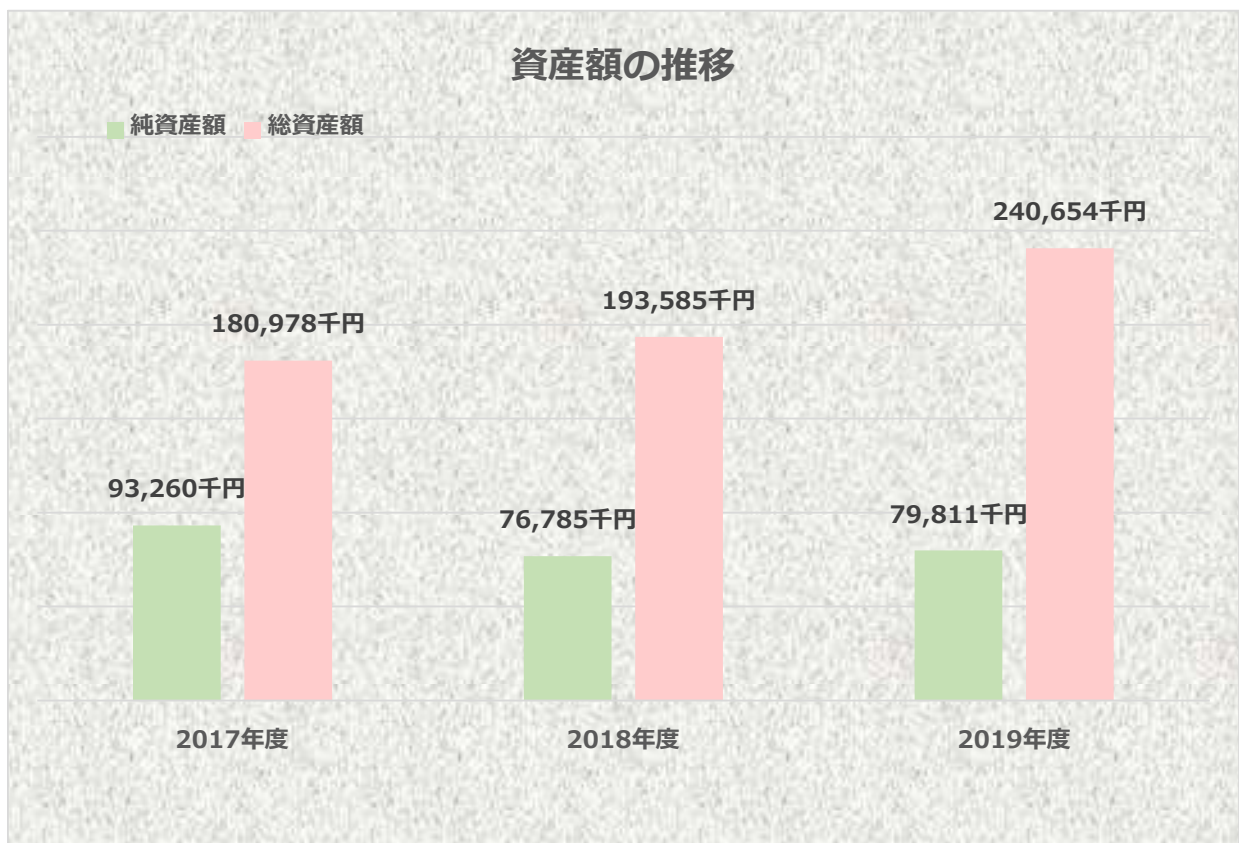
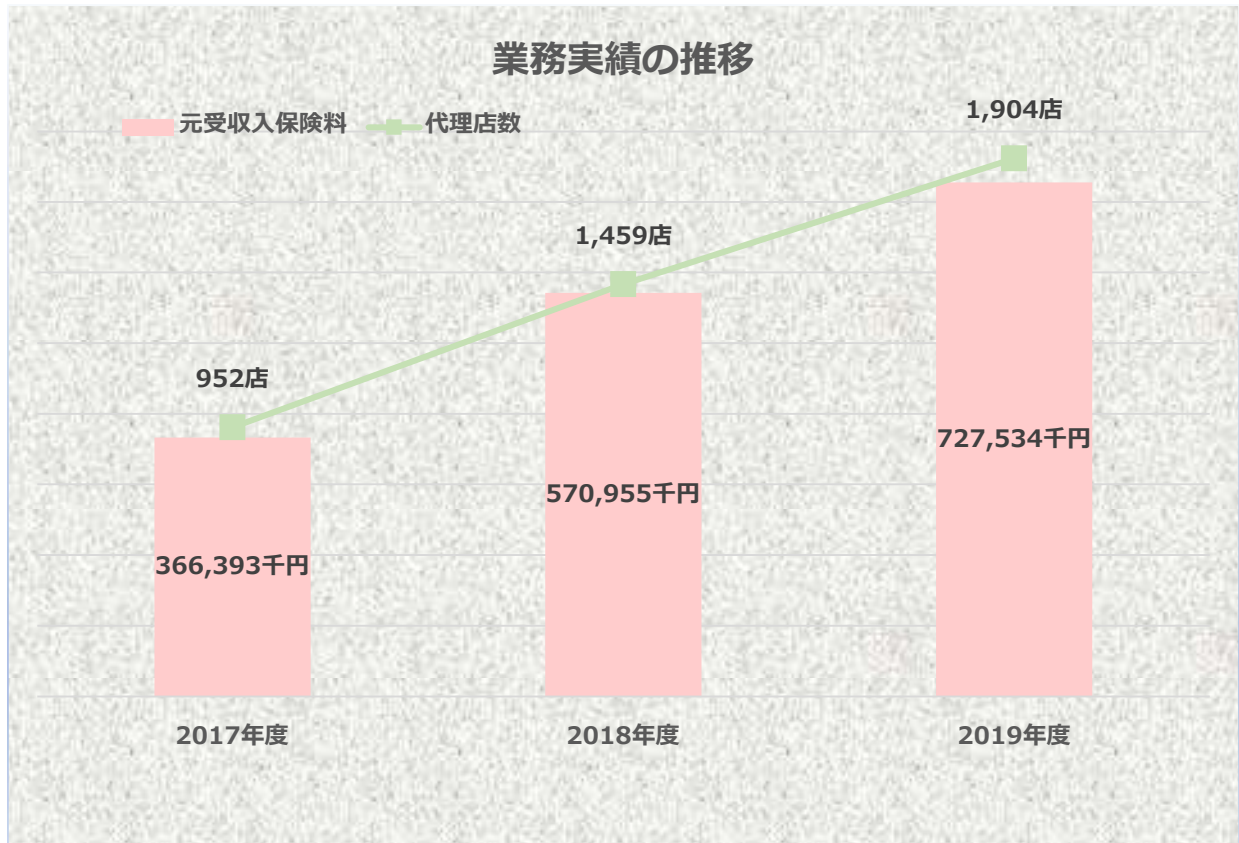
今期の決算については、113条繰延資産62,128千円の一括償却を行ったため、経常利益▲56,853千円、当期純利益▲46,973千円となりましたが、次年度以降は同費用の支出計上はなされないため、黒字決算が見込まれます。詳細については以下指標をご確認ください。

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：千円）

	2017年度	2018年度	2019年度
元受収入保険料	366,393	570,955	727,534
経常収益	774,372	1,022,661	1,336,322
経常利益	9,677	10,476	▲56,853
当期純利益	8,189	5,657	▲46,973
資本金	150,000	150,000	200,000
発行済株式総数	1,500株	1,500株	2,000株
純資産額	93,260	76,785	79,811
保険業法上の純資産額※	94,424	85,045	89,664
総資産額	180,978	193,585	240,654
責任準備金残高	23,188	44,175	47,970
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1702.5%	527.7%	1365.4%
配当性向	-	-	-
従業員数	5	11	15
正味収入保険料	△73,859	54,769	69,801

※保険業法上の純資産とは、保険業法施行規則211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表上の純資産の部の金額に異常危険準備金及び価格変動準備金の額を加えたものです。



3. 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指数

(単位：千円)

区 分	種 目	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料 (元受正味保険料－支払再保険料)	火災保険	54,769	69,801
元受正味保険料 (元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金))	火災保険	547,694	698,015
支払再保険料 (再保険料－(再保険返戻金＋再保険その他返戻金))	火災保険	492,924	628,213
保険引受利益 (保険引受収益－保険引受費用)	火災保険	10,476	▲56,853
正味支払保険金 (元受正味保険金－出再正味保険金)	火災保険	6,222	10,943
元受正味保険金 (元受保険金－元受保険金戻入)	火災保険	62,216	109,432
回収再保険金	火災保険	55,955	98,489

②保険契約に関する指標

(単位：千円)

区 分	種 目	2018 年度	2019 年度
契約者配当金の額	火災保険	該当ありません	
正味損害率※① (正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料)	火災保険	11.4%	15.7%
正味事業費率(正味事業費÷正味収入保険料)	火災保険	36.7%	155.6%
コンバインド・レシオ(合算率) (正味損害率＋正味事業費率)	火災保険	48.1%	171.3%
損害率(出再控除前)	火災保険	11.4%	15.7%
事業費率(出再控除前)	火災保険	72.1%	84.9%
合算率(出再控除前)	火災保険	83.5%	100.6%
出再を行った再保険会社の数※②	火災保険	1社	1社
出再保険料の上位5社の割合※③	火災保険	100%	100%
出再保険料の格付ごとの割合	火災保険	A+ 100%	A+ 100%
未収再保険金の額	火災保険	-	-

※①出再先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(保険財務力格付区分 S&P A+)

※②再保険の種類：比例再保険(保険金額の90%)

③ 経理に関する指標等

【支払備金の額及び責任準備金の額等】

(単位：千円)

区 分	種 目	2018 年度	2019 年度
支払備金の額※①	火災保険	4,366	7,712
責任準備金の額※②	火災保険	44,175	47,970
貸倒引当金/期末残高/期中の増減額/貸付金償却の額		-	-
利益準備金及び任意積立金		-	-
事業費 (損害調査費含む)		414,184	530,174

※①支払備金は、元受契約における普通支払備金及び既発生未報告損害からそれに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

※②責任準備金は、元受契約における普通責任準備金及び異常危険準備金からそれに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

【損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動】

(単位：千円)

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇したと仮定。		
計算方法	発生損害額の増加額 = 既経過保険料 × 1%		
経常利益の減少額	2018 年度	2019 年度	
	4,088	6,760	

④ 資産運用に関する指標

【資産運用の概況】

(単位：千円)

区 分	2018 年度		2019 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	64,877	33.5%	142,706	59.3%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	64,877	33.5%	142,706	59.3%
総資産	193,585	100%	240,655	100%

(海外投資、有価証券投資、貸付金に関する指標は該当有りません。)

【利息配当収入の額及び運用利回り】

(単位：千円)

区 分	2018 年度	2019 年度
資産運用の概況	現預金のみ	現預金のみ
利息配当収入の額	1	1
利息配当の運用利回り	0.0004%	0.0004%
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	2,062	1,579

(海外投資、有価証券投資、貸付金に関する指標は該当有りません。)

⑤特別勘定に関する指標

該当ありません。

⑥責任準備金の残高

(単位：千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	38,116	9,853	-	47,970
その他の保険	0	0	-	0
合 計	38,116	9,853	-	47,970

4. 直近の2事業年度における財産の状況を示す指標

①計算書類

【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	2018年度	2019年度	科目	2018年度	2019年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	64,877	142,706	保険契約準備金	48,541	55,682
現金	54	141	支払備金	4,366	7,712
預貯金	64,823	142,565	責任準備金	44,175	47,970
有形固定資産	2,062	1,579	代理店借	9,198	15,938
器具備品	2,062	1,579	再保険借	21,331	27,240
リース資産	0	0	その他負債	37,730	61,984
無形固定資産	350	63	未払法人税等	342	1,451
商標権	75	0	預り金	7,753	23,501
ソフトウェア	275	63	リース債務	1,198	856
代理店貸	14,040	32,663	未払金	28,438	36,176
その他資産	63,103	921	負債の部合計	116,800	160,844
立替金	0	0	(純資産の部)		
未収入金	363	399	資本金	150,000	200,000
前払費用	325	414	利益剰余金	△73,215	△120,189
貯蔵品	288	108	その他利益剰余金	△73,215	△120,189
113条繰延資産	62,128	0			
繰延税金資産	28,152	41,722			
供託金	21,000	21,000	純資産の部合計	76,785	79,811
資産の部合計	193,585	240,655	負債・純資産の部合計	193,585	240,655

【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	2018 年度	2019 年度
経 常 収 益	1,022,661	1,336,323
(保険料等収入)	1,022,507	1,336,316
保険料	570,955	727,535
再保険収入	451,552	608,781
(支払備金戻入益)	-	-
(責任準備金戻入益)	-	-
(資産運用収益)	1	1
受取利息	1	1
(その他経常収益)	154	6
経 常 費 用	1,012,185	1,393,176
(保険金等支払金)	599,337	793,733
保険金	62,216	109,432
解約返戻金	23,261	29,520
再保険料	513,859	654,781
(責任準備金等繰入額)	18,273	7,141
支払備金繰入額	3,132	3,346
責任準備金繰入額	15,141	3,795
(事業費)	414,184	530,174
販売費及び一般管理費	409,046	524,285
税金	4,480	5,119
減価償却費	657	770
保険業法第 113 条繰延資産償却費	104,646	62,128
保険業法第 113 条繰延額 (△)	124,255	0
経 常 利 益	10,476	△56,853
(特別損失)	231	0
税引前当期純利益	10,245	△56,853
法人税等	487	3,690
法人税等調整額	4,101	△13,570
当 期 純 利 益	5,657	△46,974

【株主資本等変動計算書】

■ 前年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	150,000	△56,740	93,260	93,260
誤謬の訂正による 累積的影響額		△22,132	△22,132	△22,132
遡及処理後 当期首残高	150,000	△78,872	71,128	71,128
当期純利益	-	5,657	5,657	5,657
当期変動額合計	-	5,657	5,657	5,657
当期末残高	150,000	△73,215	76,785	76,785

■ 当年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	150,000	△73,215	76,785	76,785
新株の発行	50,000	-	50,000	50,000
当期純利益	-	△46,974	△46,974	△46,974
当期変動額合計	50,000	△46,974	3,026	3,026
当期末残高	200,000	△120,189	79,811	79,811

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

科 目	2018 年度	2019 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー-		
税引前当期純利益	10,245	△56,853
減価償却費	657	770
保険業法第 113 条繰延資産償却費	104,646	62,128
支払備金の増加額 (△は減少)	3,132	3,346
責任準備金の増加額 (△は減少)	15,141	3,795
契約者配当準備金繰入額	-	-
退職給付引当金の増加額 (△は減少)	-	-
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)	-	-
価格変動準備金の増加額 (△は減少)	-	-
利息及び配当金等収入	△1	△1
有価証券関係損益 (△は益)	-	-
支払利息	-	-
為替差損益 (△は益)	-	-
有形固定資産関係損益 (△は益)	231	-
代理店貸の増加額 (△は増加)	△774	△18,623
再保険貸の増加額 (△は増加)	-	-
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△310	△308
代理店借の増加額 (△は減少)	△11,267	6,740
再保険借の増加額 (△は減少)	△3,256	5,908
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△140	23,486
その他	△468	△321
小 計	117,837	30,068
利息及び配当金等の受取額	1	1
利息の支払額	-	-
契約者配当金の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額	508	△2,240
営業活動によるキャッシュ・フロー-	118,346	27,829
投資活動によるキャッシュ・フロー-		
預貯金の純増減額 (△は増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	△124,255	-
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー-	△124,255	-
財務活動によるキャッシュ・フロー-		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	50,000
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	-
その他	△342	-
財務活動によるキャッシュ・フロー-	△342	50,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△6,252	77,829
現金及び現金同等物期首残高	71,129	64,877
現金及び現金同等物期末残高	64,877	142,706

【個別注記表】（自 2019 年 4 月 1 日 ～ 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、工具器具備品は定率法
無形固定資産 法人税法の規定による定額法
リース資産（所有権移転外） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金
該当なし。
賞与引当金
該当なし。
退職給付引当金
該当なし。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
① リース取引の処理方法
リース取引に関する会計基準を適用し通常の売買取引に係る会計処理によっています。
② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,286 千円
(2) 無形固定資産の減価償却累計額	1,555 千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
未払金	36,054 千円
(4) 支払備金の内訳	
支払備金(出再支払備金控除前)	70,274 千円
同上にかかる出再支払備金	63,246 千円
差引	7,027 千円
IBNR 支払備金(出再 IBNR 支払備金控除前)	6,846 千円
同上にかかる出再支払備金	6,161 千円
差引	684 千円
計	7,712 千円
(5) 責任準備金の内訳	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	381,166 千円
同上にかかる出再責任準備金	343,050 千円
差引	38,116 千円
異常危険準備金	9,853 千円
計	47,970 千円
(6) 保険業法第 113 条繰延資産	

保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条繰延資産償却額の計算は定款の規定に

基づいて行っております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
営業取引による取引高	36,054	千円
(2) 正味収入保険料	69,801	千円
(3) 正味支払保険金	10,943	千円
(4) 支払備金繰入額		
支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	26,612	千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	23,951	千円
差引	2,661	千円
IBNR 支払備金繰入額(出再 IBNR 支払備金控除前)	6,846	千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	6,161	千円
差引	684	千円
計	3,345	千円
(5) 責任準備金繰入額		
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	22,012	千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	19,811	千円
差引	2,201	千円
異常危険準備金繰入額	1,593	千円
計	3,795	千円
(6) 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳		
預貯金利息	1	千円

4. 税効果会計に関する注記

未払事業税	41	千円
繰越欠損金	44,439	千円
小計	44,481	千円
異常危険準備金繰入超過	△2,759	千円
小計	△2,759	千円
繰延税金資産合計	41,722	千円

5. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預貯金に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおり。

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	142,706 千円	142,706 千円	—
② 代理店貸	32,663 千円	32,663 千円	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項短期的に決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格による。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 39,905 円 61 銭
- (2) 1 株当たり純利益 Δ 23,486 円 84 銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当なし。

②保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

項目	2018年度	2019年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	22,917	89,664
① 純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	14,657	79,811
② 価格変動準備金	0	0
③ 異常危険準備金	8,260	9,853
④ 一般貸倒引当金	0	0
⑤ その他有価証券評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）	0	0
⑥ 土地の含み損益（85%又は100%）	0	0
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	0	0
⑧ 将来利益	0	0
⑨ 税効果相当額	0	0
⑩ 負債性資本調達手段等	0	0
告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩（a））	0	0
告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩（b））	0	0
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2 + R_2^2]} + R_3 + R_4$	8,685	13,133
保険リスク相当額	5,301	9,762
R1 一般保険リスク相当額	4,136	8,112
R4 巨大災害リスク相当額	1,165	1,650
R2 資産運用リスク相当額	5,875	7,383
価格変動等リスク相当額	0	0
信用リスク相当額	648	1,426
子会社等リスク相当額	0	0
再保険リスク相当額	5,227	5,958
再保険回収リスク相当額	0	0
R3 経営管理リスク相当額	335	514
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1/2) × (2) }	527.7%	1365.4%

全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2019 年度決算)

2020 年 7 月発行

全日ラビー少額短期保険株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 8 番 13 号 全日会館

TEL.03-3261-2201 / FAX.03-3261-2202

URL: <http://z-rabby.co.jp>